

## 令和 7 年度 特用林産物放射性物質検査 (通常検査) 業務仕様書

### 1 検査業務

受注者は、岩手県 (以下「県」という。) が別途指定する県の現地機関から受領した以下の特用林産物等について、試料を調製するとともに、ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトル解析により、指定の放射性核種ごとの放射性物質濃度を測定し、その結果を報告すること。

県が委託する特用林産物放射性物質検査 (以下「検査」という。) の内容は、以下のとおりとする。

#### (1) 調査対象及び検査見込検体数

ア	生しいたけ、まいたけ及びなめこの放射性物質検査	66 検体
イ	乾しいたけの放射性物質検査 (水戻し法)	212 検体
ウ	きのこ原木及びほだ木の放射性物質検査	139 検体
エ	野生きのこ類の放射性物質検査	45 検体
オ	山菜類の放射性物質検査	310 検体
カ	林内雨及び沢水の放射性物質検査	12 検体

#### (2) 調査項目

137Cs (セシウム 137) 及び 134Cs (セシウム 134) とする。

なお、きのこ原木及びほだ木については含水率を測定し、含水率 12% に換算した値とすること。

### 2 業務の履行期間

契約締結の日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで

### 3 調査方法

#### (1) 検体の保管

県が送付する検体は、検査を行うまでの間、検査結果に影響を及ぼさないよう検体に応じて温度等を適切に管理し保管する。

#### (2) 検体の前処理

検査を実施する際は、受注者側で以下の前処理を行う。

ア 生しいたけ、まいたけ及びなめこ

- ① 検体の表面を軽く洗い、ペーパータオル等で拭き取る。
- ② 石突を除去し、みじん切りにして測定する。

イ 乾しいたけ

- ① 石突を除去し、検体を粉砕する。
- ② 検査に用いる検体の重量に対し、4.7 倍の水を加えて乾しいたけが概ね全ての水を吸収した後、測定する。

ウ きのこ原木及びほだ木

- ① 検体は、県がオガ粉かつ生の状態で受注者側に送付する。
- ② 含水率を 12% 換算として測定する。

#### エ 野生きのこ類

- ① 検体の表面の土等を除去するため軽く水洗いし、ペーパータオル等で拭き取る。
- ② 石突を除去し、みじん切りにして測定する。

#### オ 山菜類

- ① 検体の表面の土等を除去するため軽く水洗いし、ペーパータオル等で拭き取る。
- ② みじん切りにして測定する。

#### カ 林内雨及び沢水

- ① 目視で確認できる枝、葉、虫等を除去して測定する。

### (3) 分析方法

「放射能測定シリーズNo.7 ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー（原子力規制庁）」及び「放射能測定シリーズ 29 緊急時におけるガンマ線スペクトル解析法（原子力規制庁）」に記載の方法に従うこと。また、「食品中の放射性物質の試験方法について（平成 24 年 3 月 15 日厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）」を参照すること。なお、測定に用いる容器は、試料の容量に応じて使い分けること。

### (4) 定量下限値

(1) のア、イ、エ、オ

137Cs 及び 134Cs の定量下限値は、それぞれ 10Bq/kg 以下とする。

(1) のウ

137Cs 及び 134Cs の定量下限値は、それぞれ 5Bq/kg 以下とする。

(1) のカ

137Cs 及び 134Cs の定量下限値は、それぞれ 1Bq/kg 以下とする。

## 4 分析検体量

1 検体あたりの分析検体量は、以下のとおりとする。

- (1) 生しいたけ：300g
- (2) 乾しいたけ：100g（乾燥状態）
- (3) きのこ原木及びほだ木：600g
- (4) 野生きのこ：200g
- (5) 山菜類：200g
- (6) 林内雨及び沢水：1リットル

## 5 検査処理件数

検査は、受注者が所有する検査機器において、以下の件数の処理能力を有するものとする。なお、受注者の管理・監督外にある支店等及び第三者への再委託は行わないものとする。

ゲルマニウム半導体検出器：1日 50 件以上

検査結果報告期限：検体到着後 10 日以内

## 6 その他

この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、別途協議する。